

糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定
公募型プロポーザル実施要領

1 章 一般事項

1 本プロポーザルの目的

昭和28年4月に糸田町国民健康保険直営緑ヶ丘診療所として4つの診療科6床で開設されて以来、地域住民の需要に即し診療機能の拡充により現在6診療科99床となり、糸田町民はもとより地域住民の疾病や身体状況に応じた医療サービスの提供を行ってきた。

しかし、施設は旧館が昭和41年、新館が昭和54年と建設から50年以上経過し、毎年多くの修繕を行っているがそれも限界に近づいており、施設の老朽化は待ったなしの状況にある。さらに昭和56年の新耐震基準を満たしておらず、高齢化の著しい地域需要に即した診療体制を確保するためには建替えは喫緊の課題である。

本事業は、何より地域医療を守るための箱舟として地域住民への安全・安心な医療の提供と、地域との医療連携を深め、暮らしに密着した信頼される病院づくりを目指すことを目的に、基本設計において取りまとめた事業費内での建設を確実なものとし、かつ、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「E C I方式」を採用しているところである。当病院の役割や理念をよく理解し、真摯に本事業に向き合う最適提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 用語等の定義

(1) 技術協力事業者（施工予定者）

技術協力事業者（施工予定者）とは、発注者と技術協力業務に係る委託契約を締結した者を指し、実施設計時において、発注者（発注支援者を含む）及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「V E提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者（発注支援者を含む）及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、「糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事」（以下「本工事」という。）の見積り合わせを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 審査委員会

本プロポーザルの審査委員会の委員は別に定める。最優秀提案事業者の選定を公平・公正に進めるため、委員会の構成は公表しないものとする。

(3) 三者協議会

三者協議会とは、発注者（発注支援者を含む）、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びV E提案（「技術提案等」という。）並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合

は、実施設計に反映させる組織をいう。

3 事業概要

(1) 事業名 糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事

(2) 建設地 福岡県田川郡糸田町3786番地

(3) 敷地面積 約12,600m² (準都市計画区域内)

(4) 用途地域商業地域 (建蔽率70%、容積率200%)

防火地域：指定なし

その他：特になし

(5) 施設概要

① 診療科：内科、小児科、整形外科、リハビリテーション科

② 病床数：60床

(内訳) 一般病床 60床

③ 床面積：建築面積 2,793.73m²

延床面積 4,258.76m² (病院本体)

185.05m² (駐輪場屋根、駐車場屋根、マニホールド
室、ゴミ庫、ブロー庫)

④ 駐車場：128台 程度

(6) 工事概要

① 建築用途：病院

② 構造 / 規模 鉄筋コンクリート造 / 2階建

③ 工事範囲：本体工事 (建築工事、機械設備工事 (以下、合併浄化槽工事を含む)、
電気設備工事)、昇降機設備工事、造成工事、外構工事 (以下、駐車場工事を含
む)

④ 工事費の参考価格：35.7 億円 (税込)

⑤ 予定工期：実施設計 令和8年2月～令和8年7月予定

建設工事 令和8年8月～令和10年1月予定

新病院開院 令和10年5月予定

(7) 発注支援者

特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構

(8) 設計者

株式会社 内藤建築事務所 九州事務所

(9) 発注者 (事務局)

糸田町立緑ヶ丘病院

住所：〒822-1300 福岡県田川郡糸田町3187番地

TEL：0947-26-0111 FAX：0947-26-2425

メールアドレス：midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp

4 プロポーザルの概要

(1) 選定方式

施工者の高度な技術を設計に反映させるため、E C I 方式による公募型プロポーザルを実施する。これに基づいた発注者が求める参加要件を満たす者に対して、技術提案及びV E 提案等を求める。参加申込書を提出した者から、提出された技術提案等及び概算工事費について実施するプレゼンテーション及びヒアリングによって、総合的に評価する。なお、当要領の内容に疑義が生じた場合は、関係者により協議し決定する。

(2) 選定方法

本プロポーザルへの参加を希望する者の参加資格確認後、一次審査（審査委員会による書類審査）により5者程度を選出し、一次審査合格者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者（優先交渉権者）」として選定する。選定にあたっては、審査委員会にて審査を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは「公開」で行い、審査委員会の審査は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため「非公開」とする。

(3) 実施スケジュール

区分	項目	日程・期間
公告	プロポーザルの公告	令和7年10月7日（火）
	実施要領等のホームページ掲載	
	設計概要書等の配付	
参加資格審査 （一次審査）	質疑書提出期限	令和7年10月14日（火）
	質疑書の回答	令和7年10月20日（月）
	参加申請書の提出期限	令和7年10月27日（月）
	参加資格審査結果通知 要求水準書・技術提案用資料の配付、図面説明	令和7年11月10日（月）
技術等審査 （二次審査）	質疑書提出期限	令和7年11月25日（火）
	質疑書の回答	令和7年12月5日（金）
	技術提案書のうち、V E 提案提出期限	令和7年12月26日（金）
	V E 提案提出内容聞き取り	令和8年1月7日（水） （予定）
	V E 提案に対する回答	令和8年1月19日（月）
	技術提案書提出期限	令和8年2月6日（金）
	プレゼンテーション・ヒアリング及び審査	令和8年2月15日（日） （予定）
	審査結果通知	令和8年2月15日（日） （予定）
基本協定等	基本協定等締結	令和8年2月予定

技術協力	実施設計着手	令和8年2月予定
	実施設計完了	令和8年7月予定
工事請負契約	工事請負契約	令和8年8月予定

(4) 書類の提出方法

- ① 各提出書類は、前項「(3) 実施スケジュール」に記載の期限までに「3 事業概要(9)」に記載の「事務局」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 事務局の持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 審査委員会

審査委員会の委員は別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。

(6) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに、糸田町ホームページに公表する。
なお、評価点の最も高い者（最優秀提案事業者）と次点者については名称及び評価点を、それ以外の者については評価点を公表する。

5 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と「基本協定書」、最優秀提案事業者及び発注支援者、設計者と「パートナーシップ協定書」を取り交わし、協議が整った後、「糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。
- (2) 技術協力業務委託締結後の最優秀提案事業者は、「施工予定者」となる。
- (3) 発注者（発注支援者を含む）、設計者及び施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。
- (4) 発注者（事業支援者を含む）及び設計者は、実施設計において、施工予定者と本體工事の工事請負金額の見積確認を行い、その金額が発注者の別に定める予定価格の範囲内である場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって本體工事について工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者が、技術協力業務の契約締結までに「1章 7 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務締結後に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされる等、発注者が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務

の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。

- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない場合、又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で、新たな最優秀提案事業者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者にもらしてはならない。
- (8) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、「その他の設計者」として技術提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責任は提案を行った施工予定者が負担するものとする。

6 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるための業務を実施する。

- (1) 業務名称
糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力業務
- (2) 委託限度額
2,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年7月31日まで（予定）
- (4) 業務内容
別紙「糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力業務特記仕様書」に記載のとおり
- (5) その他
 - ① 詳細な内容は、糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力業務特記仕様書を参照すること。
 - ② 本業務を受託した場合の業務委託料の見積書を参加申込書の提出期限までに任意様式で提出すること。

7 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体い

ずれも可能とする。単体企業及び共同企業体の代表構成員となる企業は、次にあげる全ての条件を満たすものとする。

ただし、以下（１）から（１０）については共同企業体の全構成員が満たすこととする。参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、（１）から（１８）のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和24年政令第16号）第167条の４の規定による制限を受けていないこと。
- （２）会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- （３）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- （４）糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- （５）糸田町における令和５、６、７年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。
承認を得ていない事業者においては、糸田町役場土木課に入札参加資格申請書及び資格審査に必要な添付書類を参加申込書提出期限までに提出し、参加資格確認結果通知を受けるまでにその承認を得ること。
（糸田町役場土木課にて指名願いは随時受付可能）
- （６）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 条）第２条第２号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- （７）市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- （８）「１章 一般事項 ３ 事業概要（７）（８）」に示す本工事の設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する２者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ア 会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の関係

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 糸田町と紛争又は訴訟関係にないこと。
- (10) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を有しており、かつ、経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評定値が820点以上であること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (12) 元請負人として公告日から過去10年間に、病床数60床以上または延床面積4,300㎡以上の病院の新築（改築含む）又は増築工事の施工実績を有すること。
※E C I方式による施工実績があると望ましい。
※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。
※増築の場合は、増築部分が病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の規模であること。
- (13) 技術協力業務において、次の項目を満たす技術協力業務責任者を配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 公告日から過去10年間に、病床数60床以上または延床面積4,300㎡以上の病院の新築（改築含む）又は増築工事の施工実績を有すること。
※増築の場合は、増築部分が病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の規模であること。
- ③ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (14) 本工事を契約した場合、本工事の契約日の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者及び現場代理人を専任配置できること。なお、監理技術者と現場代理人は兼任可とする。
- ① いずれかの者が一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有すること。
- ③ いずれかの者が、公告日から過去10年間に病床数60床以上または延床面積4,300㎡以上の病院の新築（改築含む）又は増築工事の施工実績を有すること。
※増築の場合は、増築部分が病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の規模であること。
- ④ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (15) 電気設備主任技術者と機械設備主任技術者は以下の要件を満たすものを配置させること。電気設備主任技術者と機械設備主任技術者の兼務を可とする。
- ① 電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、それぞれの建設工事に必要な資格

を有すること。（「様式6-3 配置技術者名簿」参照）

② 公告日から過去10年間に病院の新築（改築を含む）又は増築工事の施工実績があること。

③ 本工事の着工時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(16) 技術協力業務期間において従事及び工事期間において専ら従事し、すべての関係者の窓口となり、対応・調整に当たるプロジェクト責任者を配置すること。

① 本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。

② 技術協力業務責任者、監理技術者及び現場代理人との兼任ができるものとし、その場合必要な資格要件は、技術協力業務責任者又は管理技術者それぞれに必要な資格要件と同一とする。

(17) その他、配置技術者等の実績等は以下による。

凡例) ○：必須又は可能 △：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

		技術協力各種 会議体の出席	本業務内の兼 務可否	保有資格	同規模病院 実績要否	備考
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士又は一級建築 施工管理技士	○	技術担当者（建 築）との兼務可
技術協力担当者	建築	○	○	一級建築士	×	
	構造	△	×	構造設計一級建築士	×	
	電気	△	○	設備設計一級建築士又 は建築設備士	○	
	機械	△	○		○	
	積算	△	×	建築積算士	×	
		工事期間各種 会議体の出席	本業務内の兼 務可否	保有資格	同規模病院 実績要否	備考
建設工事	現場 代理人	○	○	一級建築士又は一級建 築施工管理技士	×	監理技術者との兼 務可
	監理 技術者	○	○	一級建築士かつ管理技 術者資格者（※1）又 は一級建築施工管理技 士かつ監理技術者資格 者（※1）	○	工事期間中は専任
	電気設 備主任 技術者	△	○	建設工事に必要な資格	×	機械設備主任技術 者との兼務可 病院実績は要
	機械設 備主任 技術者	△	○	建設工事に必要な資格	×	電気設備主任技術 者との兼務可 病院実績は要

※1 管理技術者資格者とは、監理技術者資格証及び監理技術者講習会終了証を有するものをいう。

(18) 共同企業体に関する事項は、以下のとおりとする。

① 結成方法は、自主結成とする。

② 構成員の結成方式は、共同施工方式（甲型）とする。

③ 構成員数は2社又は3社とし、各構成員の出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

- ④ 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大とする。
- ⑤ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員になることができない。
- ⑥ 単体企業として参加する者は、共同企業体の構成員になることはできない。

8 本プロポーザル参加の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 本プロポーザルに関する事項について変更が生じた場合は、糸田町ホームページに掲載するとともに、既に参加申込等があった者に通知する。

2章 参加申込及び一次審査

1 参加資格確認

(1) 提出書類及び留意事項

① 参加資格要件チェックリスト（様式1）

- ・ 様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。

② 参加申込書（単体）（様式3-1）

※③～⑦は、共同企業体（JV）で申込を行う場合のみ提出

③ 参加申込書（JV）（様式3-2）

④ 特定建設工事共同企業体委任状（様式3-3）

⑤ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式3-4）

⑥ 共同企業体協定書（様式3-5）

⑦ 構成員建設業一覧（様式3-6）

⑧ 会社概要書（様式4-1）

⑨ 会社全体の有資格者技術者数（様式4-2）

⑩ 施工実績確認書（様式4-3）

- ・ 「1章 7 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。
- ・ コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録がない場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者請負者の確認できる部分）及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。

⑪ 施工に関する会社としての考え方（様式5）

⑫ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）

- ・ 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載すること。
- ・ 「1章 7 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

- ・ 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・ 事故等のやむを得ない事由（病気、死亡等特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑬ 監理技術者・現場代理人の経歴等（様式6-2）

- ・ 本体工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。
- ・ 「1章 7 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- ・ 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお、実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・ 事故等のやむを得ない事由（病気、死亡等特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑭ 配置技術者名簿（様式6-3）

- ・ 各資格者証の写しを添付すること。

⑮ 秘密保持に関する誓約書（様式7）

⑯ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

⑰ 国税、都道府県税、市町村税それぞれに滞納がない証明書

⑱ 誓約書（糸田暴力団排除条例）

（2）提出期限

令和7年10月27日（月）正午必着

（3）提出方法

事務局に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

（4）提出部数

- ・ ①～⑱ 正1部
- ・ ⑧～⑭ 副10部

（5）参加資格申請等作成にあたっての留意事項

- ① 様式毎に指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル（左綴じ）に綴る。（A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。）フラットファイルの背表紙と表表紙に「（会社名）参加申込提出書類」と表記し、綴じ込み各提出書類にはインデックスを貼り、分かりやすいようにまとめる。
- ② 正1部のみは表紙に会社名、代表者名、連絡先を記述の上、押印すること。
- ③ 副10部については、特定の者と判断できる社名、個人名、作品名、ロゴマーク等を記入してはならない。

2 一次審査の実施

発注者は、参加資格を満たすことを確認できた者に対し、各提出書類に基づき、二次審査に参加できる者（５者程度）の選定を目的として一次審査を実施する。

（１）審査基準（配点）

次の審査項目の評価点を基に行う。

評価項目	評価基準	配点
会社の概要	有資格者技術者数（様式５）	10
会社の工事实績	公告日から過去10年間に病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績件数（様式３）	20
	公告日から過去10年間にE C I方式による病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績件数（様式３）	10
施工に関する会社としての考え方（様式５）		30
技術協力業務責任者、現場代理人又は監理技術者の実績	公告日から過去10年間に病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績（様式６－１）（様式６－２）	30
計		100

（※1）増築の場合は、増築棟に病棟を含むこと。

（２）一次審査結果の発表

一次審査の結果は、令和７年11月10日（月）に文書にて申請者に通知する。

（３）参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

① 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して３日（土日祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

② 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日（土日祝日を除く）以内に、書面により行う。

③ その他

（１）による書面は、事務局まで持参とする。

3章 基本設計図書等の貸与

本プロポーザルの参加資格申込をした者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式７）と

引き換えに、配置図、一般図等の資料をCD-R等にて貸与する。

(1) 貸与日

令和7年10月7日（火）～

(2) 貸与場所は、事務局とする。

(3) 貸与したCD-R等は、参加申請書提出時に返却すること。

4章 質疑回答

参加申込及び一次審査に関する質疑及び技術提案書及びVE提案書等に関する質疑を以下要領にて実施する。

1 質疑の提出期間

- ・参加申込及び一次審査に関する質疑……………令和7年10月14日（火）
- ・技術提案書及びVE提案書等に関する質疑……………令和7年11月25日（火）

※いずれも正午必着とする。

2 質疑の提出方法及び提出先

参加申込及び一次審査に関する質疑及び技術提案書及びVE提案書等に関する質疑は、「質疑書（様式2）、質疑書（様式8）」に質疑内容等を記載の上、事務局のメールアドレスに電子メールで提出し、送付データはPDFデータ、Excelデータの2種類を提出すること。電子メールの件名は、参加申込及び一次審査に関する質疑は「（会社名）糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定質疑書（参加申込及び一次審査質疑書）」とし、技術提案書及びVE提案書等に関する質疑は「（会社名）糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定質疑書（技術提案書及びVE提案書等質疑書）」とすること。また、電子メール送受信後、確認のために事務局に電話連絡すること。

3 質疑書に対する回答

回答は糸田町ホームページにて公開する。なお随時掲載するので注意すること。

4 その他

- (1) 技術提案書及びVE提案書等に関する質疑への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び保管する内容のものに限る。なお、質疑内容で会社名がわかるものは記載しない。
- (2) 技術提案書及びVE提案書等に関する質疑は、原則、基本性能・構造に関する質疑のみとし、それ以外の質疑には回答しない場合がある（基本性能・構造に関わらない質疑は、実施設計段階での技術協力事項とする。）。

※「基本性能に関わる質疑」の定義

病院の診療環境、患者環境及び医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本性能についての質疑をい

う。なお、数量の指示を求める質疑は「基本性能に関する質疑」には含まれない。

※「構造に関わる質疑」の定義

設計図書等に示す構造の考え方について、技術提案、概算積算及び減額案の立案を目的に設計意図を確認する質疑をいう。

5章 要求水準書・技術提案用資料の配付、技術提案書及びVE提案書等の提出

1 要求水準書・技術提案用資料の配付

一次審査合格者には文書にて通知をするとともに、糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事要求水準書、技術提案用資料をCD-R等にて配布する。

(1) 配布期間

令和7年11月10日（月）～

(2) 配布場所

糸田町立緑ヶ丘病院 庶務係

(3) 配布方法

別途通知する。

(4) 設計図書等説明会の実施

前項の配布期間において、一次審査合格者に設計図書等の簡易説明会を実施する。

所要時間は30分～1時間程度を予定としている。詳しくは一次審査合格者に送付する文書に記載する。

2 技術提案書及びVE提案書等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的として提案を行う。

(1) 提出書類

① 技術提案書（表紙）（様式9）

② 技術提案書

ア【テーマA】実施設計段階の実施方針（様式10-1）

イ【テーマB】基本設計への改善提案（様式10-2）

ウ【テーマC】施工段階の実施方針（様式10-3）

エ【テーマD】工期を遵守及び短縮するための提案（様式10-4）

オ【テーマE】地域貢献に関する提案（様式10-5）

③ 概算工事費見積書（様式13）

④ 概算工事費見積内訳書（様式14）

⑤ 内訳明細書（任意書式）

(2) 各テーマ内容及び留意事項

【テーマA】実施設計段階の実施方針

実施設計段階において施工者として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① E C I 発注のメリットを活かせる組織体制と手法
- ② 病院関係者、設計者等と円滑にコミュニケーションを図る手法
- ③ 設計変更に対応する手法及びコスト増加を抑制できるコストコントロール手法
(コストの透明性についても提案すること)
- ④ 隣接の糸田アリーナでイベントの際に発生する騒音対策に対する技術提案
- ⑤ その他自由提案

【テーマB】基本設計への改善提案

構造設計及び設備設計を含む基本設計の改善提案として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① 坑道のある可能性がある敷地に対する特殊基礎の工法が確定していない事を踏まえた地業・基礎工事に対する安全と性能に係る技術提案
- ② 地域特性等を踏まえた適切な構造体の提案
- ③ 設備機器を見直した場合の省エネ効果、L C C コストの提案
- ④ 感染対策に関する設計・施工面での改善提案（感染対策として、施工者の英知を集積した設計改善を求める）
- ⑤ その他自由提案

【テーマC】施工段階の実施方針

施工段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① 施工を円滑に進めるために行う関係者とのコミュニケーション手法
- ② 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・手法
- ③ 予期せぬ障害物等に対する考え方や設計変更に対応する手法
- ④ ハザード対策を含めた効率の良い造成工事の提案
- ⑤ その他自由提案

【テーマD】工期を遵守及び短縮するための提案

「5章 3.（1）考え方」において対象外となる事項を除き、品質を確保した上で、新病院開院までの工期を遵守する方法について、実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを提案すること。取り組みは複数でも可能とする。特に、造成と建築工事を効率的に行う技術と工期の提案や、医療・厨房機器設置と医療情報システム・各部門システムの移設など別途工事に対する本体工事との調整等に関する提案が望まれる。なお、工期短縮が図れる場合、具体的な短縮期間も明記すること。ただし、工法・工事手順の見直しや合理化等による工期短縮の提案は可とするが、発注者又は設計者に対する回答期限短縮による工期短縮や設計業務の工期のみを短縮する提案等は認めない。

【テーマE】地域貢献に関する提案

地域貢献に関して実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。また、直接的に経済効果が見込まれる提案については数値化して記述すること。

- ① 糸田町内建設事業者の活用方法とその推計金額（一次発注業者と二次発注業者に

について、町内外を記入すること。巻末資料参照)

- ② 糸田町内の生産品の積極的な活用及び町内事業者からの建設資機材等の購入計画
- ③ 上記①②以外の町内サービス業等の活用方法
- ④ 町民・周辺住民への配慮の提案
- ⑤ その他自由提案

※糸田町内建設業者とは、糸田町内に本店、支店及び営業所を有する建設業法における建設業許可業者をいう。(許可工種は問わない。)

※町内事業者とは、糸田町内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

※共同企業体の構成員の受注金額は含めないものとする。

(3) 提出部数

正1部 副10部

- ① 上記提出書類のうち様式9については別冊とする。(様式10-1～10-5)については1冊にまとめ、左上にホッチキス留のこと。(製本しない。)
なお、副10部には、(様式9)は添付しないこと。
- ② 正1部のみは表紙に会社名、代表者名、連絡先を記述の上、押印すること。
- ③ 副10部については、特定の者と判断できる社名、個人名、作品名、ロゴマーク等を記入してはならない。
- ④ 技術提案書(様式10-1～10-5)については、各課題について1ページ以内で基本的な考え方を簡潔に記述すること。また、読みやすい文字サイズとし(10.5ポイント以上)、文章を補完する為の図、表、スケッチ(全て着色可)の使用も可とする。
- ⑤ 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。最優秀提案事業者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術情報(技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等)並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、提案したものが全て採用されるとは限らない。技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- ⑥ 技術提案書の提出ができない場合は、具体的な理由を明示した上で、辞退届(様式15)を提出すること。

(4) 提出期限

VE提案書………令和7年12月26日(金)正午必着(様式11、様式12)

技術提案書………令和8年2月6日(金)正午必着(様式9、様式10-1～10-5、
様式13、様式14、内訳明細書)

(5) 提出方法

事務局に持参又は郵送

※ 電子媒体(CD-R等)による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

3 VE提案について

(1) 考え方

VE提案は、現時点で詳細工法や材料の確定を求めているものではない。対象である実施設計内容が確定していない時期でのVE提案のため、効果の推計が難しいと考えられるが、目安でよいので概算記載を求める。内容に関しては、提案範囲を実施設計内容にまで踏み込み、より大胆なもの、コスト削減の効果が見込めるものを期待する。

なお、要求水準・基本設計内容等はコストも含め今まで十分協議を重ね来たものであるから、その結果を重んじた上で更なる提案を求めるものである。

本プロポーザルにおいては、成立するVE提案である事を前提に、以下①～⑨を考慮して施工者独自の技術（特許技術を含む）等も活かしながら、柔軟かつ幅広い提案を求める。

- ① 建物、設備の初期投資額の削減が予想されるもの
- ② 建物、設備の維持費用の抑制につながり、LCCの削減が予測されるもの
- ③ 機能、性能及び品質の向上が予想されるもの
- ④ 環境性能が向上し、環境負荷・周辺地域の工事騒音・振動等が低減されるもの
- ⑤ 防災性、安全性の向上を伴うもの
- ⑥ 工期短縮に寄与するもの
- ⑦ 別途及び中止等の提案は除外すること
- ⑧ 配置計画・平面計画・設備計画・外観デザインに大幅な変更を伴うものは除外すること
- ⑨ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うものは除外すること

VE提案については各々の採否は提案者のみに通知する。当該提案者はその提案を最終提出工事費に盛り込むことができる。

なお、VE提案とは Value Engineering の略で「価値工学」を意味する。低コストで機能を向上させ、価値を高めるプランを組織的に迫及することである。コストダウンとは機能を損なわずにコストを下げる。但し、性能を下げる場合がある。さらにコストカットとは機能を廃止しコストを下げる。VE提案にはコストダウンとコストカットを含めてはならない。

(2) 提出書類

① VE提案総括表（様式11）

提出されたすべてのVE提案の総括表として、（様式11）を提出すること。なお、VE提案は40項目を限度とすること。削減額が100万円以上のもので、金額は工事費のみでなく、諸経費、消費税、地方消費税を含む額で記載すること（なお、1項目に複数のVE種別が含まれる場合、1種類でも不採用となれば、この項は全て不採用とする）。

② VE提案書（様式12）

VE提案総括表の提案毎に、詳細内容について、（様式12）に記載すること。

縮減額の概算や考え方についてまで記述することが望ましい。

（３）VE提案提出内容聞き取り

令和８年１月７日（水）予定としている。開始時間等の詳細については、VE提案提出時に各社へ通知する。

（４）VE提案に対する回答

令和８年１月19日（月）に各社へ電子メールにて回答する。

（５）VE提案の取扱い

本プロポーザルの審査過程において不採用となったVE提案は、設計の深度化の過程で再度検討し、採用する場合がある。

（６）採用されたVE提案の担保

設計者及び最優秀提案事業者は、VE提案に対する回答を経て採用されたVE提案について、設計・技術協力業務の期間中、原則として当該VE提案をすべて実施設計に反映させることとし、価格提案時の金額の変更は行わないこととする。

ただし、設計者及び最優秀提案事業者の責によらず、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、その限りではない。

（７）問い合わせ

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立て及び審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

6章 プレゼンテーション及びヒアリング

1 プレゼンテーション及びヒアリング日時、場所等

（１）日時

令和８年２月15日（日）予定

（２）場所

別途通知する。

（３）審査項目

提出された技術提案書を基に、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に、自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等、及び技術提案の詳細についてヒアリングを行い審査する。

（４）実施方法

① 提案説明は１提案者につき５０分以内（説明２０分・質疑３０分）とし、参加人員は４名以内とする。

② プロジェクター、スクリーンは事務局で準備する。

※ 提案者が持参の機種を使用することも可能とするが、その場合には事前に事務局に許可を得ること。

(5) 提案説明の順番及び開始時間

提案説明の順番は、技術提案書の提出時に提出順に抽選で決定するものとする。発表順や開始時間等は別途通知する。

(6) プレゼンテーション実施要領

別途通知する。

(7) 評価基準（配点）

次の審査項目の評価点を基に行う。

項目	評価基準	配点
技術提案	【テーマA】実施設計段階の実施方針	10
	【テーマB】基本設計への改善提案	10
	【テーマC】施工段階の実施方針	10
	【テーマD】工期を遵守及び短縮するための提案	5
	【テーマE】地域貢献に関する提案	10
プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリング (発表者の人物評価等)	15
経済性評価	VE提案（品質向上案のみ採点）	10
	見積価格	30
計		100

7章 概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書の提出

1 提出期間、提出書類、提出部数

(1) 提出期間

令和8年2月6日（金） 正午必着

(2) 提出書類

- ① 概算工事費見積書（様式13）
- ② 概算工事費見積内訳書（様式14）
- ③ 内訳明細書（任意様式）

なお、作成にあたっては、以下に留意すること。

ア 内訳明細書の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に入力すること。

イ 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載する。

ウ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。

エ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は認めない。

オ 技術提案内容については、全て見積に反映させる。

カ 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本体工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映する。

(3) 提出部数

正 1 部 副10部

※電子媒体（CD-R等）による電子データ（Excel形式、PDF）も合わせて提出すること。

2 概算工事費見積書作成の留意事項

諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。

3 概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

- (1) VE採用後の数量、金額等とし、修正したものとする。
- (2) 様式は、全てのシートに入力すること。
- (3) 交付した様式のフォーマットは変更しない。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。
- (4) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

8章 価格の評価方法

1 価格の評価（算出方法）

価格の評価は、参考見積提案率（％）にて行う。

参考見積提案率（％）＝（VE提案採用後概算工事費率／総工事費参考額率）×100

価格評価	①【参考見積提案率≤85％】の場合は 30 点とする。
	②【85％＜参考見積提案率≤100％】における評価点
	・【85％：30 点】と【100％：10 点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a) + 10$
	x：（参考見積提案率－85％）
	y：価格評価点 a＝15％ b＝20 点
	③【100％＜参考見積提案率】における評価点
	・【100％：0 点】と【115％：－20 点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a)$
	x：（115％－参考見積提案率）
	y：価格評価点 a＝10％ b＝－20 点

【例 1】 参考見積提案率が 95％である場合

$$x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\% \quad a = 15\% \quad b = 20 \text{点}$$

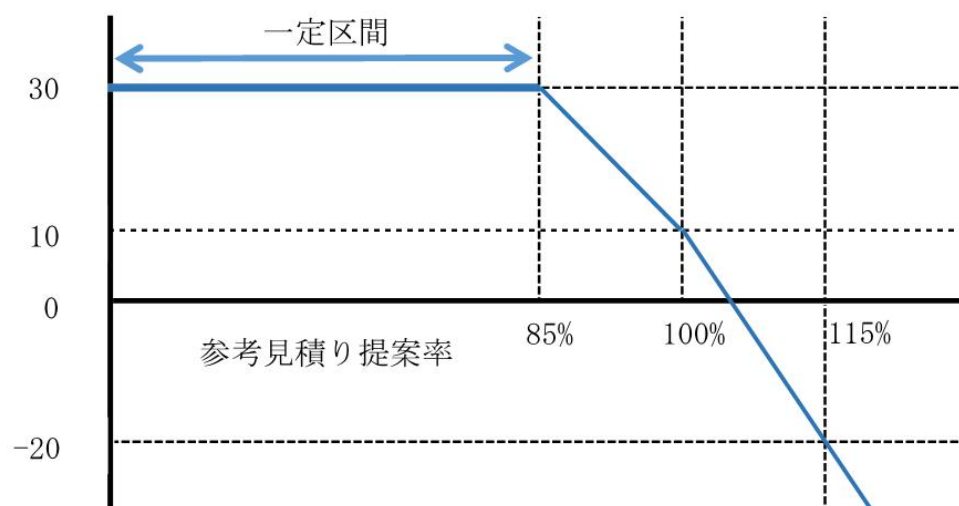
$$y = 20 \times (1 - 10.0 / 15.0) + 10 = 16.66 \text{点}$$

【例 2】 参考見積提案率が 105%である場合

$$x = (115.0 - 105.0) \% = 10.0\% \quad a=10\% \quad b=-20 \text{ 点}$$

$$y = -20 \times (1 - 10.0 / 10.0) = 0 \text{ 点}$$

価格評価点のイメージは以下のとおりとする。



9章 最優秀提案事業者の決定

1 最優秀提案事業者

評価項目の全ての加算点の合計点数が最も高い者を最優秀提案事業者とする。なお、加算点の合計点数の最も高い者が2人以上ある場合、このうち概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。また、概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

2 結果通知

最終審査結果の通知は、「公開」プレゼンテーション及びヒアリングとしているため、当日通知するとともに糸田町ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

10章 基本協定書等の締結

基本協定書の締結にあたり、発注者、設計者及び最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。

- (1) 最優秀提案事業者より提出されたVE提案採用後概算工事費見積内訳書及び採用された内訳明細書の算出根拠及び考え方並びに妥当性
- (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様
- (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための設計仕様及

びフィードバック方法

- (4) 物価変動や社会情勢の変化に伴う工事請負代金の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積もり合わせにおいては、物価変動を見越した金額ではなく、見積時点の金額で算出すること。
- (5) 前項(2)の確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者(発注支援者を含む)、設計者及び最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。
- (6) 技術協力業務期間における発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更及び社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。
- (7) 発注者(発注支援者を含む)は、上項すべてにおいて、確認や協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を行うこととする。
- (8) 最優秀提案事業者について、まず基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結し、実施設計完了後に精算見積りを徴収し、全体の工事費を確定した上で工事請負契約を締結する。

11章 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加者が、本プロポーザルに定める手順や手続き、提出期限等を遵守しない場合。
- (2) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (3) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると認められた場合。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参加者にあると認められる場合。
- (5) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- (6) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

2 留意事項

- (1) 参加資格要件を満たさない応募者について、審査は実施しない。通知については、一次審査終了後、文書で通知するものとする。
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、糸田町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があ

り、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。

- (5) 提出書類に記載した総括責任者及び各主任技術者は、病気や死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の総括責任者並びに各主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (6) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできない。
- (8) 審査の結果について異議申立てを行うことはできないものとする。
- (9) 書類の作成及び提出に係る費用、プレゼンテーション及びヒアリング等の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

3 参加者数

参加者が1者の場合においても本プロポーザルは実施するものとし、当該参加者の提案内容が本業務の目的及び要件を満たしているかを厳正に審査し、適切と判断された場合は「最優秀提案事業者」として決定する。

4 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届（様式15）を提出すること。

5 公表の範囲

本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 最終審査を行った技術提案者の名称（五十音順）
- (2) 最優秀提案事業者の名称
- (3) 技術提案者の評価点（最優秀提案事業者及びその他の提案者（合計点の高い順に、A者、B者等、アルファベット表記する。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。））及び最優秀提案事業者のVE提案採用後概算工事費
- (4) 最優秀提案事業者の技術提案書（概要版） ※基本協定書締結後に予定
- (5) 審査結果の講評 ※基本協定書締結後に予定

6 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後及び工事途中、工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。なお、受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

7 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款との齟齬がある場合には、工事請負契約約款を上位とする。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者	
1		プロポーザル参加 手続き等リスク	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○		
2			発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○		
3			受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○	
4	共通	制度 関連 リスク	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	△	△	契約前に確認できるものは受注者の負担
5			消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
6		許認可等の取得	本工事の実施に当たって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
7		社会 リスク	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
8			受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
9			受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
10			発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害	○		

11				受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む）		○	
12				本工事等の施工に伴い、通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	
13		経済リスク	物価変動	物価の変動	△	△	約款第26条による
14		債務不履行リスク	本業務の中止延期	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
15				上記以外の事由による本業務の中止、延期（不可抗力のリスクを除く）		○	
16			構成員に関するリスク	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
17		不可抗力リスク		暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	△	△	約款第30条による
18	実施設計・施工段階		各種調査リスク	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
19				受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
20		計画設計リスク	設計リスク	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
21				受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
22			設計変更リスク	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		

23				受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
24		用地 リスク	用地の 瑕疵	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	△	△	契約前に確認できるものは受注者の負担
25			地盤・地質状況の 差異	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
26		施工 リスク	工事完了 の遅延	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
27				受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
28			工事費 増減	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
29				受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
30			要求水準 等未達	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
31			施工に よる損害	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
32				引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担 △：リスクを分担

巻末資料

表：糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事 糸田町内企業への発注金額の詳細（様式サンプル）

（単位：千円）

一次発注				二次発注		
工事名称	工程	住所	発注予定金額	工程	住所	発注予定金額
地業工事	堀削工事	〇〇町	A 100,000			
	杭工事	—	200,000			
建設工事	躯体工事	〇〇町	B 500,000	型枠工事	〇〇町	b 1 50,000
			B-b 50,000	鉄筋工事	〇〇町	b 2 200,000
				その他	—	200,000
				小計 b) = $\Sigma b1 \sim b3$		450,000
	外部仕上工事	—	500,000	△△工事		c 1 50,000
				その他	—	300,000
設備工事	電気設備工事	—	500,000	〇〇工事	〇〇町	d 1 50,000
				その他	—	300,000
	機械設備工事	—	500,000	〇〇工事	〇〇町	e1 50,000
				その他	—	300,000
外構工事	舗装整備工事	—	200,000	〇〇工事	〇〇町	f1 50,000
				その他	—	100,000
解体工事	既存病院解体	—	100,000	〇〇工事	〇〇町	g1 50,000
	医師住宅解体	〇〇町	C 20,000	その他	—	50,000
その他調達等	タクシー、食料、宿泊費等	〇〇町	D 5,000			

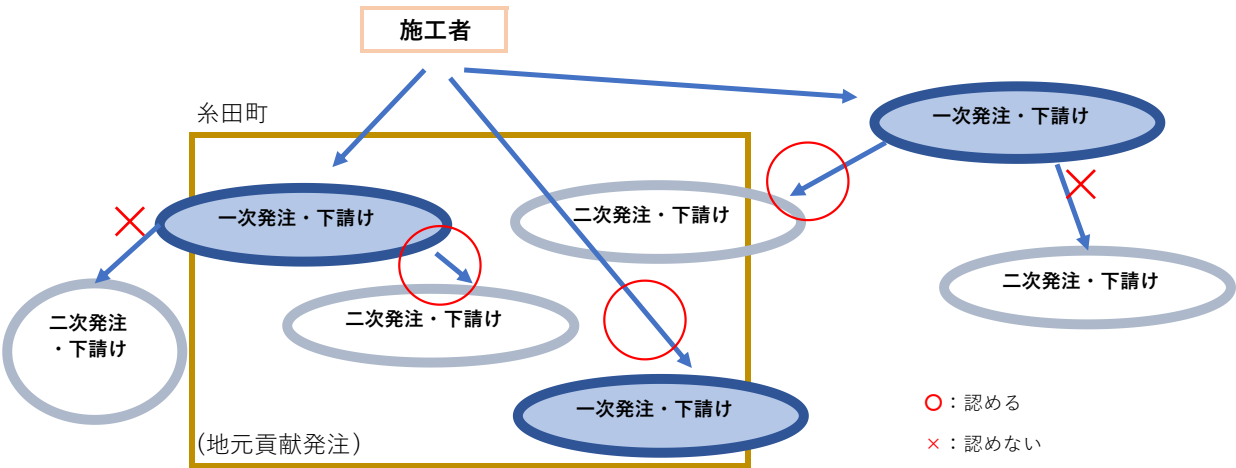
※ 一次、二次発注とも、町内企業への発注が想定される工種のみ記載のこと。あくまで想定であり、社名等の明記は不可。

※ 躯体工事は、一次発注を町内企業にした例だが、二次発注があればそれを除いた金額がしない発注額となる。数字は一例。

※ 一次発注が町内企業の場合は、他項目でも躯体工事の例の様に二次発注があれば、同様に記入すること。

市内企業発注額	一次発注合計 $\Sigma A, B-b, \sim D$	175,000	二次発注合計 $\Sigma b1, b2 \sim g1$	500,000
	総計			675,000

図：地元貢献が認められる発注と認められない発注



巻末資料
関連書類一覧

様式	書類名	提出部数	
		正	副
様式1	参加資格要件チェックリスト	1	－
様式2	質疑書(参加申込及び一次審査に関する事)	1	－
様式3-1	参加申込書(単体)	1	－
様式3-2	参加申込書(JV)	1	－
様式3-3	特定建設工事共同企業体委任状	1	－
様式3-4	特定建設工事共同企業体使用印鑑届	1	－
様式3-5	共同企業体協定書	1	－
様式3-6	構成員建設業一覧	1	－
様式4-1	会社概要書	1	10
様式4-2	会社全体の有資格者技術者数	1	10
様式4-3	施工実績確認書	1	10
様式5	施工に関する会社としての考え方	1	10
様式6-1	技術協力業務責任者の経歴等	1	10
様式6-2	監理技術者・現場代理人の経歴等	1	10
様式6-3	配置技術者名簿	1	10
様式7	秘密保持に関する誓約書	1	10
－	誓約書(糸田暴力団排除条例)	1	－
様式8	技術提案等に関する質疑書	1	－
様式9	技術提案書(表紙)	1	－
様式10-1	技術提案書(テーマA)	1	10
様式10-2	技術提案書(テーマB)	1	10
様式10-3	技術提案書(テーマC)	1	10
様式10-4	技術提案書(テーマD)	1	10
様式10-5	技術提案書(テーマE)	1	10
様式11	VE提案総括表	1	10
様式12	VE提案書	1	10
様式13	概算工事費見積書	1	10
様式14	概算工事費見積内訳書	1	10
様式15	辞退届	－	－
別紙1	基本協定書(案)	－	－
別紙2	パートナーシップ協定書(案)	－	－
別紙3	役割分担表(案)	－	－
別紙4	技術協力業務委託特記仕様書(案)	－	－
別紙5	技術協力業務委託契約書(案)	－	－
別紙6	工事請負契約書(案)	－	－